

契約当事者のみなさまへ

市民生活における市民相互の関係（権利、義務等）を規律するものとして、「民法」という法律があり、その第1条には次のように記されています。

「私権は公共の管轄に達う。権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実にこれをなすことを要す。」

これは市民生活の基本原則を定めたものであり、無論、建物の賃貸借という契約関係においてもこの精神はかかれています。今回の実務行為ならびに契約内容そのものも、こうした精神に準拠したものとして当然、の保護がなされます。

当事者のみなさま方が、この契約における自らの義務と責任を深く自覚され、誠意を持って本契約の履行をされますよう切にお願い申し上げます。

なお、それぞれ次のことを特に注意下さい。

賃貸人（家主）の方へ

本契約書に記載されておりますように、賃借人としての義務と責任は大きなものです。契約されたるについには、本契約書を適証の上、各条項の意味するところを充分ご理解下さい。なお、賃貸料（家賃）を滞納たり、賃貸人の手数料を必要とする事項、届出事項、禁止事項等に違反した場合は、「契約解除」の原因となりますので特にご注意下さい。

賃貸人（保証人）の方へ

連帯保証人は、法律及び本契約書において、賃借人（主たる債務者）の債務に対し、連帶してそれを履行する義務が課せられます。「債務」とは、単なる「金銭」的なものだけを指すのではなく契約にもとづくしての義務を意味します。従って、この賃貸借契約に關し、賃借人が期間中に行った（更新の場合を含む）行為についても、連帯責任があります。

事務所印

事業用賃貸借契約書（店舗）

（※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。）

（契約の締結）

第1条 債主 [REDACTED] （以下甲といふ）及び借主 [REDACTED] 新種新（以下乙といふ）
下記の目的物件（以下「本物件」という。）について、事務所の営業に供することを目的する賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

目的物件の表示

所在地 紫陽市 西崎6丁目16番14号
構 造 鉄筋コンクリート 造 / 増築
賃貸部分 / 階部分 10F 号室 99.79 m² (30.18坪)

（契約期間）

第2条 契約期間は、平成28年7月16日より平成30年6月30日までの2年間とする。
但し、この期間終過しても、甲又は乙いずれからも書面による異議の申し立てがないときは、この契約期間を更に1年延長するものとする。以後同様とする。

（賃料）

第3条 賃料は月額金／20,000円也とし、これを毎月末日までに翌月分を、各金融機関の口座振替（動引き落し）で支払うものとする。乙が施設経営しても、甲又は乙いずれからも書面による異議の申し立てがないときは、この賃料の支払いを遅滞した場合、甲は直ちに家賃保証会社に対して家賃の請求及び連帯保証人に對して賃料の支払いを督促する事ができる。

2 乙が賃料の支払いを遅滞した場合、甲は直ちに家賃保証会社に対して家賃の立替の請求及び連帯保証人に對して賃料の支払いを督促する事ができる。

3 入居時の賃料は日割り計算とする。出居の際は日数のみをかんを問はず月計算とする。

4 法令の定めた事由又は経済情勢の変動、公租公課の増額、近隣の賃料料金との比較等により不相応になったとき、その他の負担の増加等でやむを得ない事由により甲から乙の賃料料の増加を申し出たときは甲・乙協議して決定する。

（共益費）

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要なガス代、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を月額金一円とし、これを第3条の賃料とともに甲に支払わなければならぬ。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となつたときは、協議の上、共益費を改定することができる。

- 2 乙は、前条に定める賃料のほか、電気、ガス、上下水道その他専用、繊る使用料会、並びに塵取り料、衛生に要する諸経費等を負担する。
- 3 乙は、第1条記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設に改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

金・礼金

- 16 条 乙はこの契約に基く債務の履行を担保するために敷金として賃料の2ヶ月分に相当する金
240,000円をこの契約成立と同時に甲に預けられる。但し敷金には利息を付さないものとする。

2 乙は本物件を明け渡すまでの間、敷金をもつて賃料その他の債務と組合することができる。

3 甲は、明度しまでに生じた本契約から生じる一切の債務を敷金から組合しなければならない場合には、本物件の明け渡し後、通常なく、その残額を無利息で乙に返還しなければならない。

4 敷金返還について、乙が契約期間以内に解約する場合には敷金の返還は無いものとする。

契約期間終了後の解約については、敷金の全額を返還するものとする。但し明度では一元化回復とする。

5 乙は甲に、礼金として金 一 円を支払い、入居期間の長短に係わらず、返還しない。

(禁止又は制限される行為)

17 条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造もしくは複数者又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、第1条の事業内容を変更してはならない。

4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の ヶ月分に相当する手数料を支払うものとする。

5 本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 鉄砲、刀剣類又は拳銃発生、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。

三 騒音等の迷惑行為を行うこと。

（原状の変更）

- 9 条 乙が、本物件を第1条の事業内容に従い使用する上で必要な修繕等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

- 2 前項の工事により法令による設置の新規改善の必要が生じた場合、その費用は乙が負担するものとする。



- 四 房主とのアーバンカウンターワーク、本物件の全部又は一部につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第6号に指定する暴力団員、暴力団、暴力団構成企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）に警告権を認定し、又はこれを貸し、又は担保の用に供すること。

- 5 暴力団員・暴力団等反社会勢力に本物件を使用させること。

- 6 乙は、本物件の使用にあたり、甲に書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 階段、廊下等共用部分への物品の設置。

- 二 階段、廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

（乙の管理義務）

- 18 条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもつて使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災等生じた場合に留意するものとする。
- 3 乙は、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
4 美術館等を同時に甲は乙に貸し、又は賃貸するときは、これらの建物を善良なる管理者の注意をもつて保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に書面のうえ、甲が新たに設置した建物の交付を受けるものとする。ただし、新たな建物の設置費用は乙の負担とする。

- 5 乙は、建物の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

（契約期間中の修繕）

- 9 条 乙が、本物件を第1条の事業内容に従い使用する上で必要な修繕等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

- 2 前項の工事により法令による設置の新規改善の必要が生じた場合、その費用は乙が負担するものとする。
- 10 条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならぬい。ただし、乙の故意又は過失により必要となつた修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予めその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

- 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。

- 一 雪氷、堂光灯、ヒューズの取替え。

止
印
出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

賃借（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないとときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠つたとき。
- 二 乙の故意又は過失により必要とならなかった修繕に要する費用の負担を怠つたとき。
- 3 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することができると認められるに至つたときは、本契約を解除することができる。
 - 一 本物件を第1条記載の事業以外の用に供したとき。
 - 二 第7条から第9条までの規定に違反したとき。
- 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があつたことが判明したとき。
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。

五 銀行引当の停止。

六 被産手続きの開始。

七 民事再生手続きの開始。

八 会社更生手続きの開始。

九 特別清算手続きの開始。

3 乙が次の各号のひとつに該当するときは、前項に定める「本契約を継続することが困難であると認められるに至つた」ものとみなし、甲は、何らの催告を要せば本賃貸契約を解除することができ、乙は、賃借物件を直ちに明け渡さなければならぬ。この場合、甲は、乙の事前の承諾を得ることなく、電気・水道水・の供給停止、賃借物件の施錠の交換など、乙の本物件の使用を防止する措置をとることができることを乙はあらかじめ承諾した。

一 乙またはその使用人（以下「乙ら」という。）が、暴力団員・暴力団等反社会勢力であるにもかかわらず、そのことを偽って契約をしたことが判明したとき。

二 乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。

三 乙らが本物件の公用部分に反復継続して暴力団員・暴力団等反社会勢力を出入りさせたとき。

四 乙らが、本物件、公用部分その他の本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

五 乙らが、本物件内に暴力団等反社会勢力であることを感知させる名前、名称、看板、代紋、提灯等の物件を提示したとき。

（乙からの解約）
第12条 乙は、甲に対して1ヶ月前までに解約の申し入れを行うことにより、本契約を解除することができる。
2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入日の日から1ヶ月後の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入日の日から起算して1ヶ月を経過する日までの間、隨時に本契約を終了することができる。

（契約の当然終了）
第13条 乙はがて、次の各号の一に該当したときは、本契約期間中でも当然契約は終了する。
一 契約又は解除による外、乙の解散、廃業、破産、和議、横領、詐欺、刑事事件等の宣言。
二 乙の代表者の所在不明、会社整理、会社更生手続等を申し出たとき。
三 乙の死亡、後見開始、保健開始、補助開始があったとき。

（明渡し及び明渡し時の修繕）
第14条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知のうえ、本契約が終了する日までに本物件を明渡さなければならない。
2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明渡さなければならない。
3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならぬ。

4 本契約終了時に本物件等内に設置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならぬ。

6 甲及び乙は、前項に基づいて乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。
7 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならぬ。

クリーニングの費用を負担するものとする。その際、使用した電気・料金も乙の負担とする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

一 賃料等の支払い方法の変更。

二 管理業者の変更。

(乙)通知義務

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に關し、訴訟を提起する必要が生じたときは、那須地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(乙)通知義務

第17条 乙又は連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

一 乙が本契約締結時名稱変更、合併、営業目的的重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲度と評価できる場合は、第7条第1項の走めに従うものとする。

二 長期に休業するとき。

三 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。

四 連帯保証人の死亡又は無効。

(特約事項)

1. 日常営業に起因する内部作業、設備器具等の修繕、若しくは外部由は第三者から被害を受けた場合の修繕の費用は乙の負担とする。
2. 廊下及び駐車場、ゴミ置き場等の共同使用部分においては、賃借人が清掃を行うものとする。
3. 廊下及び駐車場、ゴミ置き場等の共同使用部分にゴミ等を放置することにより他の住居人に迷惑をかけた場合には、乙は本契約を解除し、退去するものとする。
4. 道路の拡張・区画整理事業等により本賃貸物件が立退き・取壊しになる場合は、乙は、事業者・甲に協力するものとする。

（延滞損害金）

第18条 乙は本契約により生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年（365日あたり）14%の延滞損害金を支払わなければならない。

(連帯保証人)

第19条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。
2 当契約期間が経過しても、甲、乙又は乙の連帯保証人いずれも書面による異議申し立てがないときも同様とする。
3 連帯保証人が死亡又は解散したとき、その他甲において必要と認めるときはその変更又は追加を求めることができる。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盜難等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

費 所 務 備

平成28年 7月13日

賃貸人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 印 [REDACTED]

賃借人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

新規 新規
101号
102号

連帯保証人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

連帯保証人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 印 [REDACTED]

宅地建物取引業者 免許番号 沖縄県知事(10)第0718号

住所 所 〒901-0303 琉球市字着数369番地8

氏名 有限会社 オーニン 代表取締役 大塚昇

宅地建物取引士 沖縄県知事 第 [REDACTED] 号

事務所費

統一樣式 - ①

経費区分別支出一覧表

経費区分

人件費

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名

住所

(平成 30 年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	雇用保険	支払額	受領印	備考
5月2日	80,000	0	240	79,760		
6月5日	80,000	0	240	79,760		
7月5日	80,000	0	240	79,760		
8月6日	80,000	0	240	79,760		
9月5日	80,000	0	240	79,760		
10月5日	80,000	0	240	79,760		
11月5日	82,000	0	246	81,754		
12月5日	82,000	0	246	81,754		
1月5日	82,000	0	246	81,754		
2月5日	82,000	0	246	81,754		
3月5日	82,000	0	246	81,754		
3月29日	82,000	0	246	81,754		
合計	972,000	0	2,916	969,084		

充当割合：政務活動費のみ全額充当 (1%)

人件費

30年度 11539-2916 (個人負担分)

事業所負担

8,623 充当

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

*取扱店名
沖縄労働局

*取扱店番号
00075679

被取扱店
被取扱店
被取扱店
被取扱店

労働保険
特別会計
厚生労働省
管署
6118

*平成
30
年度
東京支店

*道府県
所管
管轄
基幹番号
核番号
7 1 0 1 0 3 7 0 8 7 - 0 0 0

*CD
9
全部
一部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

*会計年度(元号：平成は7)被取扱店年度(元号：平成は7)

元号
7 - 3 0

被取扱店
7 - 3 1

納付の目的
1. 平成

3 0 年度
支店
1 期
(金額は開)

2. 平成

2 9 年度
被取
定

(住所) 〒901-0306 琉球市

西崎

6-16-14

光ビル101

(氏名) 新垣アラタ事務所

新垣 新

08-E004524 AA1A47R008266#
47101037087-000 0008266 E

内 閣 被 保 障 料 金 (万 円)	十 億 千 百 十 萬 千 百 十 円	内 閣 被 保 障 料 金 (万 円)	十 億 千 百 十 萬 千 百 十 円
一 般 被 保 障 料 金	十 億 千 百 十 萬 千 百 十 円	一 般 被 保 障 料 金	十 億 千 百 十 萬 千 百 十 円
納 付 額 (合 計 額)	十 億 千 百 十 萬 千 百 十 円	納 付 額 (合 計 額)	十 億 千 百 十 萬 千 百 十 円
あて先 〒 900-0006 那覇市 泊もうまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎3階	上記の合計額を領収しました。	領 收 日 付 印	出納済 30.6.8 沖縄労働局

納付の場所

日本銀行(本店・支店・代理店又は嵌入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

労働保険特別会計歳入徵收官

(納付者承認)
沖縄海邦銀行
西崎支店



平成 30 年度 雇用職員申告票

議員名

新垣 新

被雇用職員名	[REDACTED]	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄:)	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

平成30年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

雇用者 沖縄県議会議員 新垣 新



勤務の実態を証する提出書類

- 出勤簿 タイムカード その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤務実態申告票

人件費

【議員名 新垣 新】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・訪問先との連絡・調整等	20%
	研修に係るもの ・研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等）	10%
	広聴広報に係るもの ・広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ホームページの管理 ・広報紙の配付等	5%
	要請陳情等に係るもの ・要請陳情先の機関との連絡・調整 ・住民相談、意見交換の対応 ・要請文、陳情文の作成等	20%
	会議に係るもの ・各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・企業会団体との意見交換会の準備・運営等	10%
	資料作成に係るもの ・打合せ資料の作成 ・議会質問で使用するパネルの作成等	10%
	事務所での庶務に係るもの ・備品、消耗品等の管理 ・電話・来客対応、議員への連絡調整 ・政務活動費の管理、收支報告書の作成等	25%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務		

平成三十年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 新垣 新



被雇用者



統一様式-⑤

雇 用 契 約 書

氏名	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
住所	[REDACTED]	電話番号	[REDACTED]

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	平成 30 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日
主な就業場所	糸満市西崎 6-16-14 光ビル 101 新垣新事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前 10 時～午後 4 時 (休憩時間 12 時～13 時)
休日	土日 祝祭日
給与 (賃金)	月給 80,000 円 (時給 円)
給与支払日	毎月月末〆切 翌日 5 日支払い
支払方法	直接払い 口座振替
備考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

平成 30 年 4 月 1 日

雇用者 氏名 新垣 新



被雇用者 氏名 [REDACTED]



※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

統一様式-⑤

雇用契約書

氏名	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
住所	[REDACTED]	電話番号	[REDACTED]

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	平成30年10月3日～平成31年3月31日
主な就業場所	糸満市西崎6-16-14 光ビル101新垣新事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前10時～午後4時（休憩時間12時～13時）
休日	土日 祝祭日
給与（賃金）	月給 82,000円（時給 円）
給与支払日	毎月月末〆切 翌日5日支払い
支払方法	直接払い 口座振替
備考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

平成30年10月3日

雇用者 氏名 新垣 新



被雇用者 氏名 [REDACTED] [REDACTED]

※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

平成30年

6月			5月			4月			No. 新垣 新 氏名	
17 日	18 日	19 日	17 日	18 日	19 日	1 日	17 日	18 日		
20 日	21 日	22 日	20 日	21 日	22 日	4 日	20 日	21 日		
23 日	24 日	25 日	23 日	24 日	25 日	7 日	23 日	24 日		
26 日	27 日	28 日	26 日	27 日	28 日	10 日	26 日	27 日		
29 日	30 日	31 日	29 日	30 日	31 日	12 日	29 日	30 日		
16 日			16 日			16 日	16 日			
出勤 20 日			出勤 20 日			出勤 20 日				
欠勤 日			欠勤 日			欠勤 日				
早退 日			早退 日			早退 日				
遅刻 日			遅刻 日			遅刻 日				

摘要	9月			8月			7月		
	17 日	1 日	17 日	1 日	17 日	1 日	17 日	1 日	1 日
	[REDACTED]	18 日	2 日	[REDACTED]	18 日	2 日	[REDACTED]	18 日	2 日
	19 日	3 日	[REDACTED]	19 日	3 日	[REDACTED]	19 日	[REDACTED]	3 日
	20 日	4 日	[REDACTED]	20 日	4 日	[REDACTED]	20 日	[REDACTED]	4 日
	21 日	5 日	[REDACTED]	21 日	5 日	[REDACTED]	21 日	[REDACTED]	5 日
	22 日	6 日	[REDACTED]	22 日	6 日	[REDACTED]	22 日	[REDACTED]	6 日
	23 日	7 日	[REDACTED]	23 日	[REDACTED]	[REDACTED]	23 日	[REDACTED]	7 日
	24 日	8 日	[REDACTED]	24 日	[REDACTED]	[REDACTED]	24 日	[REDACTED]	8 日
	25 日	9 日	[REDACTED]	25 日	[REDACTED]	[REDACTED]	25 日	[REDACTED]	9 日
	26 日	10 日	[REDACTED]	26 日	[REDACTED]	[REDACTED]	26 日	[REDACTED]	10 日
	27 日	11 日	[REDACTED]	27 日	[REDACTED]	[REDACTED]	27 日	[REDACTED]	11 日
	28 日	12 日	[REDACTED]	28 日	[REDACTED]	[REDACTED]	28 日	[REDACTED]	12 日
	29 日	13 日	[REDACTED]	29 日	[REDACTED]	[REDACTED]	29 日	[REDACTED]	13 日
	30 日	14 日	[REDACTED]	30 日	[REDACTED]	[REDACTED]	30 日	[REDACTED]	14 日
	31 日	15 日	[REDACTED]	31 日	[REDACTED]	[REDACTED]	31 日	[REDACTED]	15 日
		16 日	[REDACTED]		[REDACTED]	[REDACTED]		[REDACTED]	16 日
出勤 18 日			出勤 21 日			出勤 20 日			
欠勤 日			欠勤 日			欠勤 日			
早退 日			早退 日			早退 日			
遅刻 日			遅刻 日			遅刻 日			

平成30年

12月		11月		10月		No.
17 日	1 日	17 日	1 日	17 日	1 日	新
18 日	2 日	18 日	2 日	18 日	2 日	垣
19 日	3 日	19 日	3 日	19 日	3 日	新
20 日	4 日	20 日	4 日	20 日	4 日	
21 日	5 日	21 日	5 日	21 日	5 日	
22 日	6 日	22 日	6 日	22 日	6 日	
23 日	7 日	23 日	7 日	23 日	7 日	
24 日	8 日	24 日	8 日	24 日	8 日	
25 日	9 日	25 日	9 日	25 日	9 日	
26 日	10 日	26 日	10 日	26 日	10 日	
27 日	11 日	27 日	11 日	27 日	11 日	
28 日	12 日	28 日	12 日	28 日	12 日	
29 日	13 日	29 日	13 日	29 日	13 日	
30 日	14 日	30 日	14 日	30 日	14 日	
31 日	15 日	31 日	15 日	31 日	15 日	
	16 日		16 日		16 日	
出勤 19 日	出勤 20 日	出勤 21 日				氏名
欠勤 日	欠勤 日	欠勤 日				
早退 日	早退 日	早退 日				
遅刻 日	遅刻 日	遅刻 日				

平成31

摘要	3月			2月			1月				
	17 日	[REDACTED]	1 日		17 日	[REDACTED]	1 日	[REDACTED]	17 日	[REDACTED]	1 日
	18 日		2 日	[REDACTED]	18 日		2 日	[REDACTED]	18 日		2 日
	19 日		3 日	[REDACTED]	19 日		3 日	[REDACTED]	19 日		3 日
	20 日	[REDACTED]	4 日	[REDACTED]	20 日		4 日	[REDACTED]	20 日	[REDACTED]	4 日
	21 日	[REDACTED]	5 日	[REDACTED]	21 日	[REDACTED]	5 日	[REDACTED]	21 日	[REDACTED]	5 日
	22 日	[REDACTED]	6 日	[REDACTED]	22 日		6 日	[REDACTED]	22 日		6 日
	23 日	[REDACTED]	7 日		23 日		7 日	[REDACTED]	23 日		7 日
	24 日	[REDACTED]	8 日		24 日	[REDACTED]	8 日	[REDACTED]	24 日		8 日
	25 日		9 日	[REDACTED]	25 日		9 日	[REDACTED]	25 日		9 日
	26 日	[REDACTED]	10 日	[REDACTED]	26 日		10 日	[REDACTED]	26 日		10 日
	27 日	[REDACTED]	11 日	[REDACTED]	27 日		11 日	[REDACTED]	27 日		11 日
	28 日	[REDACTED]	12 日	[REDACTED]	28 日		12 日	[REDACTED]	28 日		12 日
	29 日	[REDACTED]	13 日		29 日		13 日	[REDACTED]	29 日		13 日
	30 日	[REDACTED]	14 日		30 日		14 日	[REDACTED]	30 日		14 日
	31 日	[REDACTED]	15 日		31 日		15 日	[REDACTED]	31 日		15 日
			16 日				16 日				16 日
出勤 20 日			出勤 16 日			出勤 19 日					
欠勤 日			欠勤 日			欠勤 日					
早退 日			早退 日			早退 日					
遅刻 日			遅刻 日			遅刻 日					